

## ●安全保障と学術に関する検討委員会設置要綱

〔平成28年5月20日  
日本学術会議第229回幹事会決定〕

### (設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、安全保障と学術に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2 委員会は、安全保障にかかわる事項と学術との関係について、日本学術会議がとるべき今日的な考え方に関する事項を審議する。

### (組織)

第3 委員会は、会長、副会長3名、各部からの推薦者9名（各部から3名）、及び会員・連携会員の20名以内をもって組織する。

### (設置期限)

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

### (庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）及び事務局企画課の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

### (雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。